

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
S P共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）有限会社北村電機商会 代表取締役 塩谷實

東京都板橋区赤塚二丁目二番五号 外 計十者

（変更後）有限会社北村電機商会 代表取締役 塩谷尚子

東京都板橋区赤塚二丁目二番五号 外 計十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社キヤンドウ 代表取締役 城戸博司

東京都北区浮間三一三一二 外 計百二者

（変更後）株式会社キヤンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二一二一一一 外 計八十者

ハ 変更年月日

平成二十八年十月十七日外

二 届出年月日

平成二十九年二月十四日

三 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から平成二十九年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月二十八日から平成二十九年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課